

平成25年度定例監査結果概要(下期)

平成26年2月28日
山梨県監査委員事務局

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

- 1 監査実施所属数 下期分115所属（年間定例監査対象所属数257所属）
- 2 監査対象期間 前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間
- 3 監査の実施期間 平成25年9月12日～平成26年2月4日
- 4 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度「税外収入未済に対する債権管理は適切か。」を昨年度に引き続き重点事項とした。重点事項の監査では、昨年度に指摘した事項の改善状況と新たに発生した収入未済債権の管理状況について監査を実施している。

また、今年度は「建設工事における設計変更及び契約変更は適切に行われているか。」を工事監査の重点事項及び行政監査として定例監査と併せて実施している。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
 - ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
 - ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
 - ・意見 監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項
- *なお、行政監査は事務事業の効率性、経済性、有効性等の観点から監査を行うため、結果については、改善・検討を要する事項を類型化して掲載することとした。

6 監査の結果

指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は次のとおりである。

（区分毎の内訳は、別添県公報を参照）

指摘事項7件、指導事項126件、注意事項45件、意見0件 合計 178件

7 指摘事項の概要(詳細は別添県公報のとおり)

収入や支出など、著しく不適切な事務処理と認められるものが4所属で7件あった。

(1) [富士・東部保健福祉事務所] (県公報 6ページ)

平成24年度に発生した生活保護費返還金の収入未済について「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されていないものなど、指導事項が10件あった。

(収入2、支出2、給与2、物品1、財産1、契約1、重点事項1)

(2) [甲陽学園] (県公報 8ページ)

資金前渡について、研修負担金の精算が遅延しているもの、購入した自動車用燃料の財務規則第149条に基づく物品購入報告書が作成されていないものなど、指導事項が6件あった。

(収入1、支出1、給与2、物品1、契約1)

(3) [酪農試験場] (県公報 14 ページ)

四輪自動車を利用して通勤する職員の通勤手当について、通勤距離を誤って認定し、手当が過払いとなっているものがあつた。(合計 3 件 170,894 円) (給与)

(4) [菫崎工業高等学校] (県公報 19 ページ)

- ① 平成25年1月に実施した昨年度の定例監査において、平成24年4月甲府市内に自宅(持ち家)のある職員が東京都内の借家に転居し、自動車と鉄道を利用して通勤する旨の届出が提出された際、届出に係る事実を証する定期券写しの確認を行わないまま通勤手当を認定し、届出に基づく手当を支給しており、また、年度途中に実施される手当の事後の随時確認の際も、本件に係る定期券写しの確認が行われていなかったため、指導事項とした。
平成25年11月に実施した今年度の定例監査時点においても、定期券写しの確認がなされていなかったとともに、平成25年4月に東京都内から自動車により通勤する旨の変更届が提出された際にも、変更前と同様に実態の確認を行わないまま通勤手当を認定し、支給していたため、指摘事項とした。(給与)
- ② 物品の購入について、以下のとおり著しく不適切な事務処理等があつた。(物品)
 - 図書室の書籍に財務規則に定める物品の購入手続きを行わないまま納入させていたものがあつた。このため、監査日(11月)現在、支払等ができない状態となつていた。
 - 物品要求書及び支出命令書が重複しており、二重払がされていたものがあつた。また、物品要求書に記載された物品と納品書・請求書に記載された物品に一致しないものがあつた。
 - 平成25年度の新聞購読料は支出負担行為同いで前金払とされていたが、監査日(11月)現在、4月から10月分の支払等がされていなかった。
- ③ 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている自動火災報知設備等及び消火栓設備等の機器点検が、監査日(11月)現在、実施されていなかった。(財産)
- ④ 平成25年度PH中和槽維持管理業務など6件の業務、飲料水及びプールの水質検査業務及びガス漏れ警報機の賃貸借について、財務規則に定める契約手続きを行わないまま、業務等を業者に行なわせていた。このため、監査日(11月)現在、支払等ができない状態となつていた。(契約)

8 指導事項の内容(主なもの)

- | | | |
|-----|----------|---------------------------------|
| (1) | 収入(24件) | 収入未済(13件)など |
| (2) | 支出(13件) | 支払遅延(3件)など |
| (3) | 給与(22件) | 手当認定時期の誤り(4件)、手当諸帳簿の不備(4件)など |
| (4) | 物品(11件) | 占有物品の受払いに関する調書の未作成(3件)など |
| (5) | 財産(17件) | 財産の移動に係る移動報告書の未提出(11件)など |
| (6) | 契約(31件) | 契約条項の不備(違約金、予定数量等に関する条項)(23件)など |
| (7) | 工事(3件) | 変更契約の締結時期の遅延(2件)など |
| (8) | 重点事項(5件) | 督促状の未発付及び遅延(5件) |

9 注意事項の内容(主なもの)

- (1) 契約(26件) 契約書に貼付された印紙税額の誤り(20件)など
- (2) 物品(8件) 郵便切手類受払簿への記載誤り(5件)など

<参考>・地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

・地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議長及び長(中略)に提出し、かつ、これを公表しなければならない。